## 「反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み強化」についてのお知らせ

平成22年11月 山形第一信用組合

当組合では、平成19年6月19日に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止する為の指針」の趣旨を踏まえ、平成21年12月8日に反社会的勢力に対する基本方針ならびに諸規定を定め、反社会的勢力との関係遮断のための取組みを推進しております。

その取組みの一環として、各種預金規程に「反社会的勢力の排除条項」を導入し、 平成22年2月5日から新規定を適用しておりますが、さらに、平成22年11月1 日より、融資取引における「信用組合取引約定書」等の取引約款、契約書等の規定 等に「反社会的勢力の排除条項」を導入し、同日より新規定の適用を開始すること といたしました。

また、普通預金や定期性預金等の各種取引を新たにお申込みいただくお客様やご融資のお申込みをいただくお客様には、お客様が暴力団や総会屋等の反社会的勢力でないこと、また、お客様が自らまたは第三者を利用して行う暴力的な要求行為等を現在かつ将来にわたり行わないことを表明・確約していただくこととし、お取引開始後に申込時の表明・確約が虚偽であった場合や反社会的勢力に該当することが判明した場合には、取引を停止し契約の解除をさせていただくこととしました。

また、表明・確約をいただけない場合はお取引をお断りさせていただきます。

「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます。

また「暴力的な要求行為等」とは、お客様が自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為であり、このような行為をした場合についてもお取引の停止、契約の解除対象となりますのでご了承ください。

当組合では、政府指針などの趣旨を踏まえ、反社会的勢力との関係遮断のための 取組みを積極的に推進して参りますので、お客様にはこの取組みの趣旨をご理解い ただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。